

特定非営利活動法人 道の会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は特定非営利活動法人「道の会」と称する。

英文では NPO MICHINOKAI と表示する。略称を NMK とする。

(事務所)

第2条 本会は事務所を宮城県石巻市羽黒町1丁目5番12号に置く。

(目的)

第3条 本会は、伝統的な日本文化、特に武道、茶道、書道といった「道」の精神と技の継承・発展を図り、その魅力を国内外に発信するとともに、これらに関わる人々の交流を促進することを目的とする。また、これらの活動を通じて、石巻市の駅前活性化及び武道の街のアピール、交流人口の増加に寄与し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類及びその事業の種類)

第4条 本会は本会の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表の「社会教育の増進を図る活動」および「まちづくりの推進を図る活動」および「文化、芸術又は、スポーツの振興を図る活動」を行い、次に掲げる事業を行う。

- (1) 日本の武道（剣道、居合道、弓道）茶道、書道等の伝統文化に関する調査及び、研究事業。
- (2) 上記、伝統文化の普及啓発に関する事業。（初心者向け体験会、インバウンド向け広報活動等）
- (3) 上記伝統文化に関する教育事業及び教材の普及事業。
- (4) 上記活動への参加者の利便を図るための宿泊に関する情報提供および便宜供与事業。
- (5) 「石巻駅前活性化に向けた地域連携事業」または「石巻駅前活性化に資する事業への協力事業」
- (6) 「各伝統文化の普及に必要な用具の提供、または斡旋・販売に関する事業」
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員

とする。

(ア) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人および団体。

(イ) その他の会員 別に規則において定めた会員。

(入会および会費)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会金および会費を払い込むことによって会員となることができる。

2 入会金、会費の額は、別に規則において定める。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

(ア) 本人が死亡し、又は正会員である団体が解散したとき

(イ) 会費を1年以上滞納したとき

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(ア) 法令、本会の定款又は規則に違反したとき

(イ) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

(会費の不返還)

第9条 本会は、すでに納入された会費その他の拠出金は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第10条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第11条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

2 理事長、副理事長は、理事会において理事の互選により定める。

- 3 監事は、総会で選任する。
- 4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 12 条 理事長は、本会を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成しこの定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、本会の業務の執行をする。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前二号の規定による監査の結果、本会の業務又は、財産に関し不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について理事に意見を述べること。

(任期等)

第 13 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前号の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期終了の後においても、第 10 条第 1 項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第 14 条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第 4 章 会議

(会議の種別)

第 15 条 本会の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

第 16 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第 17 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(2) 会費の額

(3) 理事の選任、解任、報酬、職務

(4) 総会に付すべき事項

(5) その他本会の運営に関する必要な事項

2 総会は、特定非営利活動促進法およびこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項としたことを議決する。

(会議の開催)

第 18 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をした場合

(2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 第 12 条第 4 項の規定に基づき、監事から招集があった場合

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(招集)

第 19 条 総会および理事会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面を、開会日の 2 週間前までに発して行わなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはファックス、E-mail をもって、開会日の 1 週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

- 4 前条第2項第1号もしくは第2号または第3項第2号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の運営方法)

第20条 総会および理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第21条 総会は、正会員が過半数以上出席した場合に開会する。

- 2 理事会は、理事の過半数以上が出席した場合に開会することとする。

(議決)

第22条 総会および理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会および理事会において、第19条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第23条 総会に出席しない正会員、やむを得ない事由で理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第21条および前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(書面による議決)

第24条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックス、E-mailにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

- 2 前項の規定により賛否を示した理事は、第21条第2項および第22条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第 25 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第 26 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 27 条 本会の事業計画および収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告および決算)

第 28 条 本会の事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

第 6 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 29 条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第 30 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産
- (6) 特定非営利活動促進法第 43 条の規定による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(合併)

第 31 条 本会は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第 32 条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 7 章 雑則

(事務局)

第 33 条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第 34 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載しておこなう。

(実施細則)

第 35 条 この定款の実施に関しては必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1. この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2. 本会の設立当初の正会員の入会金および年会費は、第 6 条の規定にかかわらず、以下の金額とする。
 - 入会金 5 0 0 0 円
 - 年会費 7 2 0 0 円

3. 本会の設立当初の役員は、第 11 条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

理事長 小川 勉

副理事長 遠山 雅樹

小林 あけみ

理事 菊池 益夫

黄川田 喜藏

亀山 松一

徳増 良平

熊谷 幹男

日下 智史

監事 小笠原 秀一

伊東 正一郎

4. 本会の設立当初の事業年度は、第 26 条の規定にかかわらず、法人設立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
5. 本会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. 本会の設立当初の役員の任期は、第 13 条の規定にかかわらず法人設立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。

令和8年度活動予算書
 定款認証から9年3月31日まで

特定非営利活動法人 道の会

科目	金額（単位：円）		
I 経常収益			
1 受け取り会費			
正会員受け取り会費	70,000		
賛助会員受け取り会費	72,000		
計	142,000	142,000	
2 受け取り寄付金			
受け取り寄付金	200,000		
施設等受け入れ評価益	120,000		
計	320,000	320,000	
3 受け取り助成金等	0		
計	0	0	
4 事業収益			
宿泊事業収益	60,000		
インバウンド宿泊	65,000		
インバウンド授業	65,000		
計	190,000	190,000	
5 その他収益			
計	0	0	
経常収益計			652,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	45,000		
法定福利費	4,500		
福利厚生費	4,500		
人件費計	54,000		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	120,000		
減価償却費	0		
支払い利息	0		
その他経費計	130,000		
事業費計		184,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	40,000		
法定福利費	4,000		
福利厚生費	4,000		
人件費計	48,000		
(2) その他経費			
事務所の家賃	80,000		
水道光熱費	12,000		
通信費	8,000		
消耗品費	40,000		
修繕費	200,000		
会議費	40,000		
旅費交通費	0		
支払い利息			
その他経費計	380,000		
管理費計		428,000	
経常費用計			612,000
当期経常増減額			40,000
III 経常外収支			0
IV 経常外費用			0
当期正味財産増減額			40,000
前期繰越正味財産額			-461,468
次期繰越正味財産額			-421,468



科目		金額（単位：円）	
I 経常収益			
1 受け取り会費			
正会員受け取り会費	100,000		
賛助会員受け取り会費	72,000		
計	172,000	172,000	
2 受け取り寄付金			
受け取り寄付金	200,000		
施設等受け入れ評価益	360,000		
計	560,000	560,000	
3 受け取り助成金等	500,000		
計	500,000	500,000	
4 事業収益			
宿泊事業収益	1,170,000		
インバウンド事業収益	1,200,000		
計	2,370,000	2,370,000	
5 その他収益			
計	0		
経常収益計		3,602,000	3,602,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	654,000		
法定福利費	60,000		
福利厚生費	60,000		
人件費計	774,000		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
水道光熱費	600,000		
施設等評価費用	360,000		
広告宣伝費	240,000		
消耗品費	240,000		
その他経費計	1,450,000		
事業費計		2,224,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	240,000		
法定福利費	20,000		
福利厚生費	20,000		
人件費計	280,000		
(2) その他経費			
事務所の家賃	240,000		
水道光熱費	60,000		
通信費	36,000		
消耗品費	60,000		
修繕費	50,000		
会議費	60,000		
旅費交通費	60,000		
支払い利息	60,000		
その他経費計	626,000		
管理費計		906,000	
経常費用計			3,130,000
当期経常増減額			472,000
III 経常外収支			0
IV 経常外費用			
当期正味財産増減額			472,000
前期繰越正味財産額			-421,468
次期繰越正味財産額			50,532

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 道の会

1 事業実施の方針

休眠状態であった前法人の引継ぎもあり、年度途中での事業計画策定にあたり、今年度残された短期間でもあり、次年度以降の計画を順調に進めるための準備期間ととらえ、建物施設の、修繕、設備の点検保守、また会員の募集、道の会周知させる広報、インバウンド向け広報、を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
インバウンド向け初心者コース剣道	剣道	1～3月	当事務所	3	10	50
インバウンド向け初心者コース居合道	居合道	1～3月	当事務所	3	6	40
インバウンド向け初心者コース茶道	茶道	1～3月	当事務所	3	10	40
剣道合宿所事業	剣道	1月	当事務所	2	10	29
居合道合宿事業	居合道	1月	当事務所	2	10	25

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)

令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人 道の会

1 事業実施の方針

当年度の方針としては、この活動を、多くの人に知っていただき、石巻市の駅前活性化事業と相まって、インバウンドの人たちが日本の武道に興味をもっていただき、短期間であるが、礼法とか、挨拶を知ってもらい日本文化の奥深さを実践してもらいたい。宿泊施設を利用し、石巻を訪れ試合等に参加される選手の皆さんに利便を図れればと考えております。

また各 道の会会員の集合場所、会議等の場所として多くの会員の皆様に利活用していただく、広報を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の 予定 人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
インバウンド向け初心者コース 剣道	剣道	4月1日～ 3月31日	当事務所	40	80	600
インバウンド向け初心者コース 居合道	居合道	4月1日～ 3月31日	当事務所	40	80	600
インバウンド向け初心者コース 茶道	茶道	4月1日 ～ 3月31日	当事務所	40	80	600
剣道合宿 事業	剣道	同上	当事務所	20	130	220
居合道合宿 事業	居合道	同上	当事務所	20	130	204

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定 場所	従事者の 予定 人数	事業費の 予算額 (千円)